

ブラジル

コンピュータプログラムによって実現される発明に係る特許出願に関する審査基準 INPI 決議第 158 号/2016(2016 年 11 月 28 日付)により制定

目次

- 1 序論
- 2 発明とみなされるもの
 - 2.1 コンピュータプログラム自体
 - 2.2 数学的方法
 - 2.3 商業, 会計, 金融, 教育, 広告, くじ又は管理方法
 - 2.4 人体又は動物体の治療又は診断方法
 - 2.5 情報の表現
- 3 コンピュータプログラムによって実現される発明における方法の分類
- 4 アルゴリズム, 組込みソフトウェア及びワードプロセッサ
 - 4.1 アルゴリズム
 - 4.2 組込みソフトウェア
 - 4.3 ワードプロセッシング及びワードプロセッサ
- 5 特許性の基準
 - 5.1 新規性
 - 5.2 進歩性
 - 5.3 産業上の利用可能性
- 6 コンピュータプログラムによって実現される発明の特許出願の構成
 - 6.1 発明の名称
 - 6.2 明細書
 - 6.3 図面
 - 6.4 クレーム
 - 6.4.1 方法クレーム
 - 6.4.2 製品クレーム
 - 6.4.3 データ記録媒体クレーム
 - 6.5 要約
- 7 定義

1 序論

本書の目的は、現行の施行法と共に産業財産法(以下「LPI」という)に基づき、コンピュータプログラムによって実現される発明に係る特許出願の実体審査を支援するため、国家産業財産庁(以下「INPI」という)によって採択された審査基準を提示することである。コンピュータプログラムによって実現される発明に関する特許出願は、方法に基づくものであるため、特許発明の特徴においてのみ該当する。実用新案を取得するための特許出願は、LPI 第9条に従って、「新規の形態又は配置を有する実用物品」に関するものであるべきであり、これは、コンピュータプログラムによって実現される発明には当てはまらない。

発明の特許出願と同様に、コンピュータプログラムによって実現される創作に係る出願は、必要な法定要件、最も具体的にはLPIに規定された要件、とりわけ、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を満たすべきである。

2 発明とみなされるもの

LPI 第 10 条では、以下のものは何れも、発明又は実用新案とみなさない。

「発見，科学の理論及び数学の方法；純粹に抽象的な概念；商業，会計，金融，教育，広告，くじ及び抽出の方法，計画，原理又は方法；文学，建築，美術及び科学の著作物又は審美的創作物；コンピュータプログラム自体；情報の提供；ゲームの規則；人体又は動物体の手術又は外科的方法及び技術並びに治療又は診断の方法；及びすべての自然の生物のゲノム又は生殖質を含めて，単離されたものであるか否かに拘らず，自然の生物及び生物学的材料の全部又は一部及び自然の生物学的的方法」

創作は，解決しようとする課題の解決手段に到達するために利用される方策が LPI 第 10 条の各項に含まれる分野に存在しない場合には，発明とみなされる。現行の解釈によれば，発明は，技術分野に適合し，技術的課題を解決し，当該課題の解決手段を提供し，かつ，技術的効果を有することが求められる。従って，出願は，解決しようとする課題，解決案及び達成される効果の技術的特徴を示すことが必要である。LPI 第 10 条に概説された事項を評価するためには，クレームは，その全体として検討すべきであることは言及に値する。例えば，紙幣をその画像，色及びテキストによって認識する方法は，パターンを認識するための技術を概説している限りにおいて，特許性の基準を満たす。この場合には，紙幣及びその銀行取引への適用に言及しているにも拘らず，当該方法は，LPI 第 10 条(III)に該当しない。

コンピュータプログラムによって実現される発明の特許出願については，クレームのカテゴリがその機能のみによって定義された方法又は製品であるか否かではなく，特許出願の対象が第 10 条の各項に規定された除外対象に該当するか否かで判断する。

コンピュータプログラムによって実現される方法を分析するためには，当該方法が汎用コンピュータ(すなわち，パーソナルコンピュータ)で実施されるか又は特定の種類のコンピュータ(PIC, FPGA など)で実施されるかは無関係である。

以下の各項では，コンピュータプログラムによって実現される発明を含む可能性のある，LPI 第 10 条の項目に関連する事例を分析する。

2.1 コンピュータプログラム自体

LPI 第 10 条(V)にいうコンピュータプログラム自体とは，自然言語又はコード化された言語で記述された系統的な命令セットとして理解されるソースコードなどの創作の言語要素を指す。コンピュータプログラム自体は，発明とみなされないため，技術的解決手段の表現であるにすぎず，かつ，プログラミング言語に本質的に依存していることを理由として，特許保護の対象とならない。

言語の命令セット，オブジェクトコード，ソースコード又はソースコードの構成は，創作性があっても，技術的効果を有していても，発明とみなされない。例えば，高速化，小容量化(ソースコード又はメモリの占有スペースの何れか)，モジュール化などの利益をもたらすプログラムのソースコードの変更は，技術的効果であるが，著作権の範囲に属するため，発明とみなされず，したがって，特許性から除外される。

しかしながら，コンピュータプログラムによって実現される産業上の創作(方法又は方法に関連する製品)であって，当該技術に存在する課題を解決し，かつ，このコンピュータプログラムの記述方法のみに関するものでない技術的効果を有するものは，発明とみな

すことができる。

技術的効果の評価においては、コンピュータプログラムによって実現される発明によって実行されたすべての工程の全体を通じて達成される効果が考慮される。コンピュータプログラムによって実現される発明によって達成される技術的効果の例は、とりわけ、最適化(実行時間、ハードウェア資源、メモリ使用、データベースへのアクセスの)、ユーザインタフェースの向上(単に審美的なものでない)、ファイル管理及びデータ交換である。技術的効果が方法の変更ではなくコンピュータプログラムのコード変更に起因する場合には、創作は、発明とみなされないことに留意することが重要である。

LPI 第 10 条の他項に示す創作は、コンピュータプログラムによって実現されるか否かに拘らず、発明とみなされないことに留意すべきであり、その理由は、コンピュータプログラムによって実現されるからではなく、数学の方法であり、LPI 第 10 条(I)に該当するからである。

コンピュータプログラムとハードウェアとの間の単なる相互作用(例えば、メモリ、バス、入力及び出力デバイスへの従来のアクセス)は、当該プログラムによって実現される創作が発明とみなされることを保証しない。この相互作用を超える技術的効果を識別する必要があり、その理由は、発明の技術的効果は、この技術的効果が処理ユニットの内部又は外部の何れで実現されるかに拘らず、提案された発明によって意図的かつ直接に制御されなければならないからである。したがって、例えば、メモリアクセス時間の短縮、ロボット要素のより良好な制御又は受信される無線信号のより良好な符号化を生じさせることを直接意図している発明は、コンピュータの内部で起こる場合でも、技術的効果の基準を満たし、その理由は、これらの場合には、当該発明と当該効果との間に直接の因果関係があるからである。

コンピュータプログラムの記述方法の変更は、電流の変化などの間接的な物理的効果を生じさせるが、これは、コンピュータプログラムによって実現される創作に技術的特徴を付与するのに十分でない。

LPI 第 10 条(V)は、「コンピュータプログラム自体」は発明とみなされないと言及しており、コンピュータプログラムを含み得る発明に関して、保護制度を分離し、区別しているにすぎない。すなわち、コンピュータプログラムは、技術的効果を達成する方法の一部となることができ、これは、技術的効果を達成する方法及びコンピュータプログラムという保護されるべき 2 の対象が存在することを意味する。したがって、コンピュータプログラムを含む創作には、コンピュータプログラムについての著作権及び技術的効果を達成し、コードの変更に関連しない技術的課題を解決する方法についての特許権という 2 の形の保護があると結論付けられる。

2.2 数学的方法

数学特有の問題(例えば、演繹、演算、方程式)を解く方法は、LPI 第 10 条(I)によって除外される事項にかかわることから、発明とみなされない。数学的方法がコンピュータプログラムによって実現されるという事実は、当該方法が LPI 第 10 条(I)に該当することとは無関係である。

一方、数学的概念を含むコンピュータプログラムによって実現される方法が発明とみなされるためには、当該方法が実用的な技術的特徴を有する出願と本質的に関連している

ことが必要である。したがって、数学的概念を含む概念は、直ちに LPI 第 10 条(I)によって除外される事項とはならない。クレームされた対象に関する審査においては、この課題が技術的解決手段を得るために数学的概念を適用する場合には、当該方法は、得られる効果が純粋に数学的ではなく技術的なものであることを条件として、発明とみなすことができる。

例えば、数値積分の特定の方法は、純粋に数学的な結果を提供し、積分の演算であることから、発明とみなされず、したがって、保護の対象でない。しかしながら、より速い動作速度又は安定性という結果を得るためにこの数値積分技法を使用するエンジン制御システムは、技術的課題に適用され、技術的効果を生じ、したがって、数学の方法に該当しないことから、発明とみなすことができる。この場合、数値積分の技法は、保護されず、公有のままであり、異なる技術的課題の他の解決手段において使用することができる。

数学的概念を含む創作は、技術的課題に適用され、かつ、物理量又は抽象的データに関連する情報を操作する場合には、発明とみなすことができる。ノイズ低減を可能にする地震データフィルタリング方法、データ圧縮又は拡大などの特殊効果の生成のための画像処理方法、特定の車両又はロボットの動的挙動の実質的な改善を促進する制御を実現する方法は、それぞれ地震の、画像の及び運動センサによって測定される、物理量に関連する情報を操作する方法の例である。

暗号又はデータ圧縮を含む方法はまた、抽象的データに言及している場合でも、発明とみなすことができ、その理由は、それらは、数学的方法にではなく、データ追跡及びハードウェア資源の最適化などの技術的課題に言及しているからである。かくして、抽象的データを特定の方法で使用し、その結果、仮想製品(例えば、セキュリティキーによって保護されたデータ)を有する暗号化方法は、通信チャンネル内を伝わる情報のセキュリティを保証するという課題を解決することから、発明とみなすことができる。

2.3 商業、会計、金融、教育、広告、くじ又は管理方法

一般に、商業、会計、金融、教育、広告、くじ又は管理方法は、コンピュータプログラムによって実現することができる。しかしながら、LPI 第 10 条(III)は、商業、会計、金融、教育、広告、くじ又は管理方法、計画、原理又は方法は、発明とみなされないと定めている。この方法がコンピュータプログラムによって実現されるという事実は、当該方法が LPI 第 10 条(III)に該当することとは無関係である。例えば、とりわけ、ビジネス実行可能性分析、市場分析、オークション、コンソーシアム、インセンティブプログラム、販売時点情報管理方法(POS)、資金移動、銀行取引方法、税務処理、保険、株式分析、財務分析、監査方法、投資計画、退職金制度、医療保険、オンラインショッピング方法である。

主題が金融、会計、教育、宣伝又はくじ及び監視の工程を示す方法である場合には、この方法は、第 10 条(III)に焦点を合わせており、発明とみなされない。例えば、(銀行又は現金自動預払機を通じた)国際送金の方法であって、その機能工程の中に、計算及び手数料を含む方法は、発明とみなされず、その理由は、この方法の金融の工程は、対象と非常に本質的に関連しており、これらと別個にその存在を考えることはできないからである。しかしながら、その工程の一部が LPI 第 10 条(III)に関する方法は、当該工程が

削除され、かつ、残りの事項が技術的效果を生じる技術分野における用途を有する限りにおいて、発明とみなすことができる。

銀行に関する機器を操作する方法であって、ユーザのカードを読み取る工程と、パスワードを識別し、カード情報と比較する工程とを特徴とする方法は、ユーザ認証という金融以外の技術的解決手段を提供する。したがって、当該方法は、発明とみなすことができる。通信プロトコル、銀行口座に適用される暗号化又はデータフォーマットの変換に関する他の解決手段もまた、発明とみなすことができる。他方で、資金を移動する方法又は残高を確認する方法などの方法の金融部分に関する銀行取引機を操作する工程は、発明とみなされない。

2.4 人体又は動物体の治療又は診断方法

記載された工程の1が人体又は動物体に適用する治療又は診断の手順に言及している方法は、発明とみなされない(LPI第10条(VIII))。

心電図信号を処理する方法であって、非定常信号の計算を最適化して、医師による病因の診断を補助し得るパラメータの取得を可能にする方法は、発明とみなすことができ、その理由は、当該方法は、診断の結果について決定を下すものではなく、また、人体又は動物体に適用されるとみなすことができないからである。提案された方法が、疾患の診断について決定を下すが、人体又は動物体への適用を記載した工程を有さない場合には、これは、発明とみなすことができる。

2.5 情報の表現

音楽、テキスト、画像などのその情報内容のみによって特徴付けられたコンピュータプログラムによって実現される創作は、情報表現とみなされ、したがって、LPI第10条(VI)に含まれる。しかしながら、単なる情報の表現でない技術的機能を提供する創作は、発明とみなすことができる。技術的效果をもたらすユーザインタフェースの機能的側面に関連する方法は、発明とみなすことができる。

アイコンが画面上部に表示され、スクロールバーが右側に表示される、何ら機能を有さないグラフィックインタフェースを定義するクレームの主題は、情報表示とみなされる。他方で、XMLタグによって電子文書の断片と個人的注釈を関連付けるグラフィックインタフェースを扱うクレームは、特許を受けることができる技術的解決手段を構成することができる。

符号化された情報を生成する創作は、技術的特徴を有する場合、発明とみなすことができる。符号化された情報が記録媒体、方法又は装置と機能的及び構造的関係を有する場合でも、これらはなお、発明とみなすことができる。この理由は、クレームされた対象は、情報の表現のみではなく情報を表現する媒体、方法又は装置に言及しているからである。媒体(HD、CD、DVDなど)への特定の符号化によるデータ記録方法若しくは媒体の容量的特徴を使用し、それによって、記憶容量を増大させる記録方法又はこれらの方法を(再)利用する記録装置は、発明とみなすことができる。しかしながら、その情報内容のみによって特徴付けられた媒体は、LPI第10条(VI)に関する。記録媒体を含むクレームに関する更なる情報は、6.4に記載している。

3 コンピュータプログラムによって実現される発明における方法の分類

前項の内容から、コンピュータプログラムによって実現される発明に関する方法には、3の分類が存在すると結論付けられる。如何なる発明においても、下記に列記する方法が特許付与できるためには、純粹に抽象的な創作に対する特許の付与の可能性が排除されるように、産業財産法(LPI)第9279/96号及び現行の施行法に適合し、技術的效果を達成し、かつ、技術的課題を解決しなければならないことに留意すべきである。

i) 物理量を使用して製品又は物理的效果を生成する方法

この分類は、物理量を操作して、製品の異なる状態又は新たな製品への変形又は縮小を達成する方法を包含する。方法がこの分類に属するという事実は、コンピュータプログラムによって実現されるこの創作を、発明とみなすことができることを示唆する。

例：製品を変形させるための炉の温度制御、所定の軌道に沿った車両の動的挙動の安定化、車両の自動変速システム、印刷制御、産業用機械の制御

ii) 物理量を使用して仮想製品を生成する方法

この分類の中には、デジタル信号に変換された物理量を操作して、これらの信号をデバイスに格納された製品へと変換させる方法がある。

例：仮想製品(映像、音楽、画像)を生じさせる物理的特性(寸法、色、遅延)を表すデータの処理、物理量である振幅及び位相遅延に係る画像及び音声の処理

iii) 抽象的量を使用して仮想製品を生成する方法

この分類に含まれる方法は、物理量を示すことなく、抽象的量を操作して、仮想製品をデバイスに格納された別の仮想製品へと変換させる。例：データ圧縮、暗号化、データベース管理、データ通信プロトコル

4 アルゴリズム、組込みソフトウェア及びワードプロセッサ

アルゴリズム、組込みソフトウェア及びワードプロセッサという概念は、コンピュータプログラムによって実現される創作を含むクレームにしばしば存在し、当該創作が LPI 第 10 条の各項に該当することについての疑義を生じさせ得る。

4.1 アルゴリズム

アルゴリズムとは、所定の問題を解決するために従うべき一連の論理的工程である。この定義によれば、アルゴリズムは、方法又は処理からなり、したがって、そのようにクレームしなければならない。発明であるためには、当該方法又は処理は、LPI 第 10 条の各項に該当しないことが必要である。

例えば、制御技術によってロボットアームの動作を安定化するアルゴリズム(方法としてクレームされている)は、技術的課題を解決して、技術的効果を生じることを目的としており、発明とみなされる。しかしながら、単に数学関数を解くことを提案するアルゴリズムは、数学の方法とみなされ、したがって、LPI 第 10 条に該当し、発明とみなされない。

4.2 組込みソフトウェア

採用された組込みソフトウェアの概念とは、専用装置の動作を決定するコンピュータプログラムをいう。これに関連して、専用装置が製品の形で特許付与されるのと同様に、当該装置の動作に係る機能は、方法の形で特許付与される(ただし、当該方法が発明とみなされることを条件とする)。しかしながら、コンピュータプログラムは、発明とみなすべきでなく、特許付与されない。

創作が組み込まれているという事実は、それを LPI 第 10 条から除外する決定基準ではなく、その理由は、装置の動作に関連する方法は、発明とみなすことができないからである。しかしながら、技術水準に対する貢献が専用装置の(機能的ではなく)構造的特徴にある場合には、これは、当該方法が発明とみなされない場合でも、特許付与される。

4.3 ワードプロセッシング及びワードプロセッサ

ワードプロセッサは、テキストを編集するために使用されるソフトウェア又はコンピュータである。コンピュータソフトウェアとして、ワードプロセッサは、LPI 第 10 条(V)に含まれることから、発明とみなされない。

他方で、音声又は映像の処理方法としてのワードプロセッシングは、テキストに適用される処理方法とみなされ、発明とみなすことができる。例えば、統計情報を使用してテキストをより効率的に表すテキスト圧縮方法は発明とみなされる。しかしながら、テキスト校正方法は、一連の言語学的規則としてクレームされる場合には、言語自体の構造に関する純粹に抽象的な概念であることから、LPI 第 10 条(II)によって、発明とみなされない。

5 特許性の基準

5.1 新規性

コンピュータプログラムによって実現される特許出願の新規性を審査するためには、発明特許の新規性審査と同一の規則が適用される。

5.2 進歩性

LPI 第 13 条に従って、「発明は、当該技術の熟練者にとって、技術水準に基づき明白又は自明でないときは、進歩性を有する」。発明が新規な技術的課題を解決し、新規な機能に到達するという事実は、進歩性が存在することを示唆する。技術的課題が新規でない場合でも、なお、進歩性を有する可能性がある。

特定のハードウェアによって先に実現された製品/方法に関するコンピュータプログラムによって実現される発明は、単に同等の成果を構成する場合には、進歩性を有さない。特定のハードウェアによって先に実現された製品/方法に関するコンピュータプログラムによって実現される発明は、単に同等の成果を構成する場合には、進歩性を有さない。さらに、コンピュータプログラムによって実現される発明による既存の自動方法(人的因子のみを含むもの)の単なる自動化もまた、進歩性を有さない。単なる自動化とは、手動方法と自動方法とが直接対応していることを意味する。

化合物 X を化合物 Y と混合することを特徴とする方法が、技術水準から既知であるとする。ギア A, B, C によって形成され、上記と同一の方法の自動化を可能にする進歩性を有する産業用ロボットをクレームする出願は、特許を受けることができる。加えて、前記混合を実現するために、ロボットを操作する方法及び各要素がロボットに作用を及ぼす方法は、進歩性を有するとみなされ、保護を受けることができる。

この場合、当該方法に与えられる保護は、当該技術における既知の混合方法ではなく前記ロボットの操作に焦点を合わせており、したがって、技術水準に対して進歩性を有するとみなされることから、単なる自動化の保護の問題とはならない。しかしながら、「化合物 X を化合物 Y と混合することを特徴とするロボットによる方法」をクレームするクレームは、クレームされた方法が、既知の方法の単なる自動化を構成することを理由として進歩性を有するとみなされないことから、保護を受けることができない。

電子部品の一覧から、所望の電子回路を実現するプリント基板上の最適な回路配置を決定する CAD プログラムの場合、回路配置を最適化する部品の階層構造に基づいてこれらの回路配置をルーティングする方法のクレームは、特許付与される事項を構成する。

したがって、付与される特許は、記載されたすべてのハードウェアが既に技術水準に属する場合でも、コンピュータプログラムにではなく、達成される技術的效果に関与するコンピュータプログラムによって実現されるハードウェア及び方法のセットによって達成される機能に言及するものでなければならない。

進歩性の適用上、コンピュータプログラムによって実現される発明に本質的な技術的效果を考慮しなければならない。間接的な技術的效果は、発明ではなくコンピュータシステムの属性である。特に、処理速度、大量のデータを処理する能力並びに結果の均一性及び正確性に関して、達成される技術的效果の一部は、発明から適切に得られるよりも、むしろ使用されるコンピュータの性質から生じる成果である。したがって、発明によっ

て達成される技術的効果を，使用されるコンピュータシステムから引き継がれる技術的効果と区別する必要がある。

5.3 産業上の利用可能性

コンピュータプログラムによって実現される発明は，方法及び/又は製品としてクレームすることができる。方法がコンピュータプログラムによって実現されるという事実は，その産業上の利用可能性の特徴を損なわない。かくして，発明特許の産業上の利用可能性に関する審査と同一の規則が適用される。

6 コンピュータプログラムによって実現される発明の特許出願の構成

6.1 発明の名称

発明の名称は、簡潔、明白かつ正確であり、請求の対象を特定し、提出されたクレームのカテゴリーを明らかにするものであるべきである。ソフトウェア、コンピュータプログラム、ビジネスを行う方法、治療方法、金融方法などの表現又は単語は、LPI 第 10 条に存在する制限に直接該当することから、受け入れられない。

6.2 明細書

発明の開示は、当該技術の熟練者が発明を再現することができるように、明白かつ十分であるべきである。少量のソースコードの断片は、これが発明の理解に役立つと考えられる場合には、提示することができる。

関連すると考えられる技術水準を記載すること及び技術的課題を正確かつ明白な方法で強調することが根本的に重要である。その後、発明の目的を定義しなければならず、当該課題の解決案又は従来未解決の欠点を、明白で、理解できるように詳細な方法で説明しなければならない。

当該技術の熟練者の間で一般的に使用されているポルトガル語の各技術用語が存在する場合を除き、外国語の技術用語又は略語は、翻訳すべきでない。そのため、とりわけ、bitmap, boot, buffer, byte, cache, CDMA, default, desktop, dial-up, drivers, firewall, host, HTML, login, hub, mouse, online, pixel, plug-in, prompt, QPSK, RAM などの通常の技術用語は、翻訳すべきでない。そのような用語がポルトガル語の対応語となり、当該技術において通常用いられる場合には、これらは好ましい。既に一般的に使用されている他の用語は、ポルトガル語で使用すべきであり、例えば、とりわけ、browser(navegador), bus(barramento), device(dispositivo), database(banco de dados), floppy disk(disquete), hard disk(disco rígido), multimedia(multimídia), network(rede), password(senha), router(roteador), switch(comutador)である。

6.3 図面

図面は任意選択であるが、該当する場合には、コンピュータによって実現される発明を、その機能によってそのメインブロックに記載することができる。すなわち、コンピュータプログラムによって実現される方法のフローチャートは、その進歩性を、「ユーザがカードを挿入した？」などのこれらの特徴を表す単語及び/又は短文によって提示すべきである。したがって、発明のより良い理解のために、システムの物理的構成を示す図面、その主要な特徴及びデータ構造を記載したフローチャート並びに発明がユーザインタフェースに関する場合には、画面表示の主要な特徴の一部を提示すべきである。

6.4 クレーム

コンピュータプログラムによって実現される発明は、方法(プロセス)又は製品(方法に関連するシステム、装置若しくは設備)としてクレームすることができ、言及されているクレームの種類を明白に記述しなければならない。

方法クレームは、一連の行為を含み、したがって、「ための手段」という表現が「ための

デバイス」と解釈され得る場合には、当該表現を含むべきでない。製品クレームは、一連の行為ではなく使用される技術的手段を含まなければならない。そうでなければ、何れのクレームも、クレームのカテゴリーについての明白性が欠如するとみなされる。

「ための手段」という用語は、方法(プロセス)クレームに組み込まれているという理由のみでは、明白性及び定義の欠如を必ずしも含意しないことに留意すべきである。例えば、「無線データ伝送方法」を対象とする方法の独立クレームは、複数の副工程「A, B, C, D など」の中に、「対称算術符号化アルゴリズムを採用することによるデータ圧縮のための手段を含む符号分割多元接続(CDMA)ネットワークにおいてデータが共有される」副工程「B」を含むことができる。この副工程が「ための手段」という表現を含むという事実のみでは、当該クレーム全体が自動的に不明確である又は明白でないことにはならず、その理由は、当該技術の熟練者であれば、保護の主題がデータ圧縮を実施する「手段」の使用に限定されることを容易に識別することができるからである。

クレームは、LPI 第 10 条(V)に関する解釈の疑義の問題をもたらさないように、ソースコードの断片を含んではならない。コンピュータプログラムのクレームは、受け入れられず、その理由は、この表現が、LPI 第 10 条(V)に該当するからである。

第 10 条に該当する事項を含むクレームは、所望の機能又は結果が、例えば、コンピュータ若しくはコンピュータの構成要素(例えば、プロセッサ)の使用によって又はインターネットを通じて達成されると記載しているという理由のみで、第 10 条に該当していないとみなすべきでない。

クレームの中には、課題の解決手段を記載せず、課題自体を記載するものがある。そのような表現は、クレームに関連して含まれるべきでなく、その理由は、保護は、提示された課題ではなく解決案に焦点を合わせるべきであるからである。

6.4.1 方法クレーム

方法クレームは、達成される機能を記載した一連の工程として作成すべきである。

例:「エンジン回転数を測定するステップと、クラッチのスリップに係る滑り基準信号を発生するステップと、エンジン回転数とクラッチへの入力回転数とを比較するステップと、クラッチ駆動を制御するステップとを含む自動クラッチ制御方法。」そのようなクレームは、何れも技術的結果を達成するための一連の工程を指すことから、方法又はプロセスとして作成しなければならない。

6.4.2 製品クレーム

製品クレームは、その物理的構成要素(デバイス、メモリなど)に基づいて又はミーンズ・プラス・ファンクションに基づいて表現しなければならない。「ミーンズ・プラス・ファンクション」とは、その特定の技術的特徴を定義することなく、構造が機能を果たすための手段又はデバイスを含む表現として理解される。例えば、「符号化するための手段」、「符号化するためのデバイス」、「符号化するためのエンコーダ」である。製品クレームは常に、その機能のみではなくその物理的要素に言及しなければならないことに留意すべきである。発明が協働する個別の機器に関する場合、当該発明は、システムクレームとして定義しなければならないが、当該機器とその機能との間の相互関係を明示すべきである。

ミーンズ・プラス・ファンクション形式で定義されたコンピュータプログラムによって実現される創作に関連する機器は、すべての貢献が LPI 第 10 条の何れかの項にかかわる事項に該当する場合には、特許を受けることができない。したがって、4 次ルンゲ・クッタ法を実行するための手段のみによって特徴付けられた微分方程式の解を計算するための装置は、特許を受けることができない。その理由は、その貢献が数学的方法に存在し、LPI 第 10 条(I)に該当するからである。ウェーブレット変換を使用することによる所与の関数の分解の単なる数値的実行を実施する装置もまた、LPI 第 10 条に該当するため、特許を受けることができない。

しかしながら、LPI 第 10 条に該当する事項を含むコンピュータプログラムによって実現される創作に関連する装置が、その物理的構成要素によっても特徴付けられており、又はそれらがその相互接続若しくは特定の技術的特徴によって当該機能若しくは方法を実施する場合には、これは、特許を受けることができる。この場合には、装置の特徴に貢献が存在するか否かを確認する必要がある。例えば、遠隔制御装置を取り付けて(水道、ガス、電力)による入力 of 監視及び制御を可能にする有料前払式消費かんりシステムは、金銭的側面を有し得るが、発明とみなされる制御システムである。

さらに、LPI 第 10 条に該当する方法を具現化する装置のクレームが、その特徴部分に装置の構造的特徴のみを含むか又はデバイスの相互接続を定義した場合には、これは、特許を受けることができる。

製品クレームのカテゴリーにおける「ための手段」などの用語の使用は、不確実性及び明白性の欠如を生じさせる場合には、使用すべきでない。この場合、クレームは、「ための手段」という用語ではなく、請求された手段を技術的に特定しなければならず、図面に対する参照番号を含まなければならない。

根拠がない場合には、「ための手段」という用語を使用することは、保護範囲を不当に拡大することから、禁止される。例えば、「データを記憶するための手段」という表現は、明細書が、提案された発明が所望の結果を達成するために、「DRAM」を使用する必要があると特定しており、かつ、当該発明が任意の種類 of メモリで適切に機能し得ると推定する合理的根拠がない場合には、許容すべきでない。

システムクレームは、構造的に定義することができない場合、その機能によって記載することができる。この発明は、「燃料チョークと、機械式ギアシフト変速機とを備える機械式ギアチェンジの変速を自動制御するためのシステムであって、

- i) 各始動操作中使用される有効ギア比を検出するためのデバイスと、
 - ii) 各動作中使用される有効ギア比を記憶するためのメモリ、
- とを備えるシステム」に関するものである。

6.4.3 データ記録媒体クレーム

コンピュータプログラムを含むことを特徴とするメモリ又は記録媒体のクレームは、その内容が LPI 第 10 条に関することから、発明とみなされない。例えば、次の種類のクレームである。「前記コンピュータプログラムが構造 A 及び B を含むことを特徴とする記録されたデータ構造を有するコンピュータ読取記録媒体」又は「コンピュータプログラムを特徴とするコンピュータ読取記録媒体」。しかしながら、工程 X, Y, Z を含むコンピュータ上で実行するための命令を記述したコンピュータ読取メモリは、当該工程が LPI 第

10 条に関するものでない場合には、特許を受けることができるとみなされる。

数学、金融、商業、会計、教育、広告又は管理、治療又は診断の方法(又はそれを実現するコンピュータプログラム)を記録する物理的媒体(CDROM, ROM など)をクレームするクレームは、LPI 第 10 条(I)によって、当該方法が既に同項に該当することから、発明でない。しかしながら、発明とみなされるクレーム 1 に記載の方法が記録されていることを特徴とする物理的媒体に関するクレームは、受け入れられる。この場合、物理的媒体は、単なる情報の提供又はコンピュータプログラムを含まないとみなされる。

発明の場合、物理的データ記録媒体自体を、それに記録された情報内容ではなく、その物理的特徴について請求しなければならない。加えて、当該技術において既知の媒体、例えば、CD, DVD, Blu-Ray, フラッシュドライブなどであって、データ構造が変更されたものは、発明とみなすことができる。クレームにおける「記録媒体」という用語の使用は、記録方法又は物理的媒体(記録媒体)の何れをも指すことができることから、クレームを非常に包括的かつ曖昧にするものであって、受け入れられない。

6.5 要約

要約は、文献を調査する際の有効なツールであり、当該文献の迅速かつ正確な発見を可能にすべきである。要約は、発明の主要な技術的特徴を含み、簡潔であるべきであり、発明が属する技術分野を示し、課題及び解決案の明白な理解を可能にすべきである。図面によって示す場合には、要約は、技術的特徴に対応する参照符号を括弧に入れて振らなければならない。

7 定義

装置クレーム—製品を製造するため又は製造以外の方法若しくは活動を実行するために使用される，その機能的な能力又は構造的な特徴によって表現された機械又は装置である製品クレームの1カテゴリーをいう。

コンピュータープログラム—データを自動的に処理し，結果を生成することが可能な機械又は機器をいう。通常，入力，出力，記憶媒体と算術，論理及び制御ユニットからなる。

ファームウェア—不揮発性メモリ，例えば，EPROMメモリ，E2PROM(EEPROM)又はフラッシュメモリに記録されたコンピュータープログラムであって，BIOSルーチンなどのマイクロプロセッサシステムにおける低レベルのルーチンに關与するものをいう。

フローチャート—所与の方法又はワークフローの図式的表示をいう。

ハードウェア—コンピューターシステムを構成する物理的構成要素，周辺機器及び装置をいい，例えば，基板，CPU，ドライブ，モデムなどである。

インターネット—一連のネットワークであって，それを単一の仮想ネットワークとして機能させるゲートウェイ及びプロトコルによって相互接続されたものをいう。

ビジネスを実行する方法—LPI第10条(III)にいう商業，会計，金融，広告及び管理の方法に關するものをいう。

記録媒体—データ又はコンピュータープログラムが記録され，コンピューターによって読み取ることが可能なフロッピーディスク，CDROM及びDVDなどの物理的媒体をいう。

プロトコル—2以上のコンピューターがそれらの間で情報を交換するために使用する一連の規則及びフォーマットをいう。

システム—一連のユニットであって，それらの何れか単独によっては得ることができない結果を得るために相互作用するものをいう。

仮想—電子的手段によって作成又はシミュレートされたものをいう。